

令和4年度岡山県津山市介護保険サービス事業者集団指導

通所系サービス

運営指導で多い指摘事項

津山市環境福祉部高齢介護課

通所系サービス

運営指導で多い指摘事項

1. 重要事項説明書の同意について
2. 誤薬について
3. 加算の算定について

1. 重要事項説明書の同意について

【指摘事例】

- 運営規程の変更時に重要事項説明書を合わせて変更していない。
- 変更した重要事項説明書の同意を得ていない。
- 家族の同意を得ている。(利用者の同意の記録がない)

- 運営規程を変更した際は重要事項説明書も合わせて変更すること。
- 重要事項説明書を変更した際は、変更箇所について利用者又は家族に文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る必要がある。
- 同意を得たことが確認できるよう、できる限り書面にて利用者の同意を得ること。
※重要事項説明書の同意、交付は、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることも可能。


1. 重要事項説明書の同意について

【ポイント】

- 重要事項説明書を変更した際の同意は、変更箇所のみ記したものでもよい。
- 利用者が自分で署名ができない場合は、家族が利用者名を記名押印し、代筆者の氏名も同意した書面に記す。

【例】

～以上の説明を受けその内容に同意し、重要事項説明書について交付を受けました。

令和4年 3月 30日
津山 太郎 
代筆者 津山 花子

2. 誤薬について

【指摘事例】

- 誤薬について事故報告を提出していない。
- 誤薬があった際に、看護・介護職員の判断で対応し、主治医や薬剤師に報告、相談をしていない。

- 津山市では誤薬は事故報告書の提出が必要です。
- 誤薬があった場合は速やかに主治医や薬剤師に報告し、対応について相談すること。
- 事業所内で情報共有を行い、誤薬が発生した原因の分析と再発防止策を検討すること。

3. 加算の算定について

【指摘事例】

- サービス提供体制強化加算について職員割合を計算した記録がない。
 - 家族が送迎しているにも関わらず、送迎減算をしていない。
- サービス提供体制強化加算の算定にあたっては、毎年職員割合を計算し算定要件を満たしているか確認すること。
 - 送迎減算は、事業所の従業者が利用者の居宅と事業所間の送迎を行わない場合に適用される。送迎の有無を確認し、送迎を行っていない場合は減算すること。